

別表 1

(介護老人施設) 特別養護老人ホーム 長生園 《利用料》

寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（要介護度1以上の方）が利用され、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型(Ⅱ) 利用者：看護・介護職員 = 3:1

(平成30年4月1日改正)

(1)1日当たりの利用料金（基準単価）

(単位：円)

区 分	多床室・従来型個室	
	保険金額	利用料
要 介 護 1	5,570	557
要 介 護 2	6,250	625
要 介 護 3	6,950	695
要 介 護 4	7,630	763
要 介 護 5	8,290	829

(2)加算料金

区 分	保険金額	利 用 料
若年性認知症利用者受入加算（1日につき） ※必要に応じ算定する	1,200	120
入院外泊加算（1日につき） （1か月に6日を限度）	2,460	246
初期加算（1日につき） （入居した日から30日以内）	300	30
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき）	180	18
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ（1日につき）	120	12
栄養マネジメント加算（1日につき）	140	14

(3)介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、加算率8.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(4)滞在費（1日当たり）

光熱水費相当 840円

(5)食 費（1日当たり）

食材費・調理費相当 1,380円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。（3割負担に関して、平成30年8月より運用開始予定）
- ・低所得者の方に対し、所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。